

お知らせ

平成27年3月31日に返還されたキャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）について、平成27年度に実施した支障除去措置の一環として、土壤汚染概況調査を実施しました。

その調査結果について、委託業者から調査報告書が提出がありましたので、下記のとおり概要をお知らせします。

なお、今後の支障除去措置については、今回の調査結果などを踏まえ、沖縄県や宜野湾市などとも調整をしつつ、適切に対応する考えです。

1 調査内容

業務名称：西普天間住宅地区（27）土壤調査（その1～5）

- 当局が実施した資料等調査報告書に基づき、調査を実施。
- 調査については、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関が法律等に基づき分析を実施。
- 調査対象項目及び分析方法については、

ア 土壤汚染対策法に基づくもの

第一種特定有害物質：環境省告示第16号（土壤ガス調査）

第二種特定有害物質：環境省告示第18号（土壤溶出量試験）

環境省告示第19号（土壤含有量試験）

第三種特定有害物質：環境省告示第18号（土壤溶出量試験）

イ 油汚染対策ガイドラインに基づくもの

油臭：油汚染対策ガイドラインに示される方法（6段階）

油分（ノルマルヘキサン抽出物）：環境庁告示第64号（重量法）

※油については、土壤汚染対策法の対象物質ではなく、油汚染対策ガイドラインに基づくものです。

2 調査結果

ア 土壤汚染対策法に基づくもの

i 第一種特定有害物質

○調査地点563格子（30m×30m）の調査をした結果、4格子でジクロロメタンが検出されました。

○その4格子について、範囲を絞り込む調査を行ったところ4区画（10m×10m）でジクロロメタンが確認されました。

※第一種特定有害物質については、現時点で土壤ガスの調査を実施したのみであり、今後、溶出量の調査を行い基準値に適合しているか確認します。

ii 第二種特定有害物質

○調査地点563格子（30m×30m）の調査をした結果、鉛が3格子、砒素が2格子で基準不適合でした。

○その5格子について、範囲を絞り込む調査を行ったところ、鉛が5区画（10m×10m）、砒素が2区画（10m×10m）でそれぞれの物質が確認されました。

○なお、鉛の基準不適合については、平成26年度の宜野湾市の文化財試掘調査の際に鉛が確認された地点を含め、計6区画（10m×10m）です。

iii 第三種特定有害物質

○調査地点563格子（30m×30m）の調査をしましたが、全て基準に適合しました。

iv その他

○土壌汚染対策法で定める基準（25項目）のうち、基準不適合（鉛、砒素）または検出された物質（ジクロロメタン）は3項目であり、その他の22項目は基準に適合しました。

イ 油臭・油分

- 油臭については、2, 632箇所を調査した結果、6箇所で臭いが確認されました。
- 油分については、2, 632箇所を調査した結果、調査上の参考基準値である500mg/kgを超える箇所は、68箇所でした。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく基準（50,000mg/kg）を超える箇所はありませんでした。

なお、油が確認された箇所で土壌汚染対策法の各特定有害物質は確認されていません。

※油については、土壌汚染対策法などで規制されている有害物質ではありませんので、法律等に油分の基準値はありません。今回の調査に当たっては、詳細調査を行うための判断基準として、過去の事例を参考にした値を500mg/kgと設定しました。

3 調査結果の評価

- 概況調査の結果、
 - ・ これらの基準不適合や、土壌ガスの検出及び油の確認地点は、その他の物質と重複しておらず、複合汚染は確認されていません。
 - ・ なお、西普天間住宅地区は関係者以外の立入りが制限されており、ただちに健康被害を発生させる状況ではありません。

※西普天間住宅地区内で作業に従事している作業員には、区画の明示と周知を行い、注意喚起し、汚染土壌の曝露を防止いたします。

4 今後の調査（詳細調査）について

- 今回の調査結果を踏まえ、今年度、詳細調査を実施します。
- 詳細調査の内容
 - ・【第1種特定有害物質について】
土壌ガス調査でジクロロメタンが確認された箇所について溶出量調査を行い、基準値に適合しているのか確認し、深度方向（どの深さまで汚染物質があるのか）の調査を実施。
なお、調査の結果、地下水への影響があると考えられる場合には、調査を行います。
 - ・【第2種特定有害物質について】
鉛が確認された箇所については、調査結果を踏まえ深度方向に調査を行い、基準不適合の深さを調査します。
砒素が確認された箇所については、調査結果や地域特性などから自然由来が考えられることから、自然由来かどうか調査します。
 - ・【油について】
範囲を特定する調査を行い、どの範囲まで油臭がするのかや油分が確認されるのか調査します。
 - ・【その他】
人為的な汚染でダイオキシン類が検出される恐れがあると考えられる鉛が検出された箇所については、ダイオキシン類の調査を実施します。

（問い合わせ先）

沖縄防衛局 管理部 返還対策課長 重政 武輝

098-921-8156(内線430)

沖縄防衛局ホームページ(<http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/>)